

○ 総合的な学習の時間の移行措置はどのようになっているか。

移行措置における取扱いについては、平成20年6月文部科学省通知より、以下のようになっている。

1 総合的な学習の時間の授業時数

1 移行期間中の授業時数

(3) 総合的な学習の時間の授業時数を第3学年においては10単位時間、第4学年においては5単位時間減じることとしたこと。

(4) 第5学年及び第6学年においては、総合的な学習の時間の授業時数を各学年ごとに35単位時間まで外国語活動に充てることができることとしたこと。

学年	【移行期間】		【新課程】
	平成20年度	平成21～22年度	平成23年度
3年	105	95	70
4年	105	100	70
5年	110	75～110	70
6年	110	75～110	70

第5・6学年の移行期間の授業時数が75～110となっているのは、上記1(4)により総合的な学習の時間の授業時数を外国語活動に充てることができることを可能にしたことによる。

2 総合的な学習の時間の取扱い

3 各教科等ごとの特例の概要等

(1) 道徳、総合的な学習の時間及び特別活動については、新小学校学習指導要領によることとしたこと。

このことから、新学習指導要領の規定により、指導計画（全体計画・年間指導計画・単元計画）を作成し、平成21年度から実施しなければならない。